

## 40 歳総合健診事業実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、検診・健康診査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、40 歳総合健診（以下「総合健診」という。）を円滑かつ適切に実施するにあたり、要綱に定めるもののほか必要な事項を定める。

### 2. 総合健診の内容

総合健診の内容は、胃がん検診（胃部エックス線検査）、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診及び歯周病検診とする。

### 3. 対象者

対象者は、事業実施年度に 40 歳に到達する市民とする。

### 4. 実施機関

総合健診は、次の機関で行う。

- (1) 地域巡回健診：胃がん検診（胃部エックス線検査）、乳がん検診
- (2) 指定医療機関：肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、及び歯周病検診

### 5. 受診方法

- (1) 市は、対象者に対し、誕生月の到達前に「40 歳総合健診受診券」（以下「受診券」という）を送付する。
- (2) 受診希望者は、受診券を持参等のうえ、これと引き換えに直接実施機関で受診する。ただし、胃がん検診（胃部エックス線検査）及び乳がん検診（地域巡回）の受診希望者は、事前に申し込みを行い、実施機関で受診する。
- (3) 受診券を持参した受診者は、胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診及び歯周病検診の自己負担金の支払を要しない。
- (4) 実施機関は、受診者から回収した受診券を健診受診票に貼付し、保存及び市に送付する。

### 6. 検査項目及び実施方法

総合健診の検査項目及び実施方法は、この要領に定めるもののほか、胃がん検診（胃部エックス線検査）実施要領、肺がん検診実施要領、子宮頸がん検診実施要領、乳がん検診実施要領、大腸がん検診実施要領及び歯周病検診実施要領に準拠する。

### 7. その他

この要領に定めのない事項については、健康局長が定める。

附則 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から実施する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。